

平成２９年度地方税財政対策に 関する要望書

全国市議会議長会は、平成２９年度地方税財政対策に
関する要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府
並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜ります
よう強く要望いたします。

平成２８年１１月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 岡 下 勝 彦
(高松市議会議長)

全国市議会議長会地方財政委員会
委員長 重 松 恵 美 子
(八尾市議会議長)

目 次

1	平成29年度税制改正等について……………	1
2	平成29年度地方財政対策について……………	4
3	地方創生の推進について……………	7
4	平成29年度地方債計画について……………	9
5	地方公営企業について……………	11
6	国庫補助負担金について……………	12

1 平成29年度税制改正等について

地方財政は、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、平成28年度において5兆6千億円もの財源不足が生じている。

このような中、基礎自治体である市が、住民生活に直結した様々な行政サービスを今後も安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が極めて重要である。

よって、国においては、平成29年度税制改正等に当たり、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 重点要望事項

- (1) 地方財政の財源が大幅に不足している現状に鑑み、今後とも地方税制の拡充強化に努めること。その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 消費税・地方消費税の引上げが再延期されることにより、地方が進める社会保障施策の充実に向けた取組に支障が生じることがないように国の責任において必要財源を確保すること。
- (3) 固定資産税は、市町村の基幹税であるため、その安定的確保を図ること。また、償却資産に係る固定資産税は現行制度を堅持するとともに、平成28年度税制改正において創設された時限的な特例措置については期間の延長は断じて行わないこと。
- (4) 軽自動車税のグリーン化特例や自動車重量税のエコカー減税の見直しにあたっては、地方の財政運営に支障が生じないようにすること。

また、自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討については、消費税・地方消費税の引上げ再延期に併せて

延期すること。

- (5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の財政需要に対応した貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (6) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を十分踏まえ、役割に応じた地方税財源を確保する仕組みを構築すること。
- (7) 地方税の偏在是正は、国から地方への税源移譲や、地方交付税の法定率引上げにより対応することが基本であるため、消費税・地方消費税率10%段階において法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進める場合には、地方自治体の意見を十分に踏まえ、慎重な検討を行うこと。

2 地方税源等の充実確保

- (1) 個人住民税については、その充実確保を図るとともに、政策的な税額控除を導入しないこと。また、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることを踏まえ、制度のあり方を検討すること。

法人住民税均等割についても、広く住民が地域社会の費用を分担するものであることから、税率を見直すなどの充実強化を図ること。
- (2) 事業所税は、都市環境の整備を推進するための財源であることから、課税団体の範囲を拡大するとともに、税率を見直すなどの充実強化を図ること。
- (3) 基地交付金・調整交付金は、固定資産税の代替的性格及び基地が所在することによる市町村の財政需要を踏まえ交付されていることに鑑み、その所要額を確保すること。

また、自衛隊が使用する全資産を基地交付金の対象資産とすること。

なお、調整交付金については、基地交付金と同様の性格を有していることから、来年度予算概算要求に当たってマイナスシーリングの対象とならないよう基地交付金と同様に義務的経費として取り扱うこと。

3 政令指定都市・中核市・施行時特例市に対する税制上の特例措置の充実

政令指定都市については、事務配分に見合った税制上の特例措置を充実させること。

また、中核市・施行時特例市については、事務配分に見合った税制上の特例措置を設けること。

4 非課税等特別措置等の整理合理化

固定資産税等における非課税等特別措置や、地方税収に影響を及ぼすこととなる国税における租税特別措置の整理合理化を推進すること。

5 政治活動に関する個人献金の税制上の優遇措置の拡大

地方議員及びその後援団体に対して個人が拠出する寄附についての税制上の優遇措置は、現在、租税特別措置法により都道府県及び政令指定都市の議員に限定されていることから、この優遇措置の対象を拡大すること。

6 地方税法の改正時期

地方議会において税条例改正案の審議時間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

2 平成29年度地方財政対策について

基礎自治体である市が、住民生活に直結した様々な行政サービスを今後も安定的に行うためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が極めて重要である。

よって、国においては、平成29年度地方財政対策に当たり、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 重点要望事項

- (1) 社会保障関係費の増大や地域の防災・安全対策、地域経済の振興など地域の活性化対策に的確に対応するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額を充実確保すること。
- (2) 地方創生の推進、人口減少対策、地域経済・雇用対策等への取組を確かなものとするためにも、必要な歳出を別枠で地方財政計画に計上するなど、地域の実情を踏まえた措置を引き続き講じること。
- (3) 財源に不足が生じたときは、臨時財政対策債により補てんすることなく、地方交付税の法定率を引き上げて対応すること。
- (4) いわゆるトップランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすること。

2 地方財源の充実確保

- (1) 地方自治体の様々な課題解決に向けて、きめ細かく財政需要を捉え、その財源の充実を図ること。
- (2) 地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。
- (3) 緊急防災・減災事業及び公共施設等の老朽化対策について、所要額を確保すること。
- (4) 地方公共団体が力強く公共施設マネジメントを推進できるよう、公共施設管理等に係る新たな補助金制度を創設すること。

3 合併算定替等

合併市町村に対しては、普通交付税の合併算定替等の財政措置が講じられているところであるが、今後も安定的に行財政運営を行うことができるよう、引き続き合併市町村の実態に即した交付税算定を行うこと。

また、小規模市町村が安定的に財政運営を行えるよう、段階補正を強化すること。

4 「地方共有税」への変更

地方交付税は、地方の固有財源である。このことを明確化するため、「地方交付税」を、国の特別会計に直接繰り入れを行う「地方共有税」に変更すること。

5 地方自治体の財政運営の予見可能性向上

地方自治体の財政運営の予見可能性を向上させるため、地方財政計画の策定過程において早期の情報提供を行うとともに、地方交付税の算定方法の簡素化・透明化を図ること。

6 国による確実な財政措置の実施等

景気対策や政策減税等により国が後年度に財源措置するとしている地方債の元利償還金に対する地方交付税措置を確実に履行すること。

また、国の責任において実施されるべき制度創設や制度改正については、事務費を含め全額国費負担とすること。

7 「国と地方の協議の場」の活用

地方財政対策は、「国と地方の協議の場」において十分協議を行った上で決定すること。

3 地方創生の推進について

我が国が将来にわたり活力ある社会を維持していくためには、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保していくことが極めて重要である。

地方創生が「戦略策定」から「事業推進」の段階へと移行するなかで、国と地方は一致協力して地方創生に向けた取組を進めており、地方議会としてもそれぞれの地域において執行機関と連携し、施策の展開に取り組んでいるところである。

地方創生こそが一億総活躍社会実現のためのメインエンジンであり、地方創生の大きな流れを緩めてはならない。

よって、国においては、地方創生の更なる推進に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 まち・ひと・しごと創生事業費の安定的確保

地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方が自主性・主体性を最大限発揮して継続的に地方創生に取り組めるよう1兆円を上回る額を安定的に確保すること。

2 地方創生推進交付金等の弾力的な運用

「地方創生推進交付金」については、交付金の趣旨に沿った事業を行う場合、地方団体ごとの交付金額の上限設定や対象経費などの制約を大胆に排除する等、より使い勝手のよいものとする。地方創生関連補助金等についても、新たな発想や創意工夫を活かせるよう要件の緩和など弾力的な取扱いを行うこと。

また、平成28年度の第二次補正予算に盛り込まれた「地方創生拠点整備交付金」については、事業の早期着手や複数年にわたる事業実施を可能とするなど地方の要望等を十分踏まえたものとする。

3 地方への分散を促進する誘導的な施策の推進

企業や人、物等について、東京一極集中から地方へ分散するよう、誘導的な施策を積極的に推進すること。

4 地方分権改革の一層の促進等

地方が、自主的・主体的に地方創生に取り組めるよう提案募集方式による地方からの提案の実現をはじめ地方分権改革を一層促進するとともに、地方議会が地域の実情に応じてその役割を適切に発揮できるよう議会の権能強化に努めること。

4 平成29年度地方債計画について

住民生活に関連した社会資本整備を計画的に推進するためには、地方債資金の確保が必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方債資金の確保

地域活性化事業債等の一般単独事業債の所要額を確保すること。

2 公的資金補償金免除繰上償還の再実施

公債費負担の縮減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還について、対象要件を緩和した上で措置を再度実施すること。

3 合併特例債の制度拡充

- (1) 合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率を引き上げること。

なお、消費税率引上げや建築費単価の上昇などにより、所要の事業実施に支障が生じないように、適切な措置を講じること。

- (2) 今後、建設需要の増大に伴う建設資材の高騰、技術者の不足等により、建設事業年度の延長が懸念されることから、合併基盤整備事業が円滑かつ計画的に実施できるよう、東日本大震災の被災市町村以外の合併市町村の合併特例債の発行期限を被災した合併市町村と同様の期間に延長すること。

4 緊急防災・減災事業債の恒久化等

地域における防災・減災対策に計画的に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充を図ること。

5 公共施設最適化事業債の期間延長

今後の公共施設の適正配置を引き続き押し進めるために、当分の間、公共施設最適化事業債の期間延長を図ること。

6 起債対象事業の拡大等

起債対象事業の拡大や地方債充当率の引上げ、償還期限の延長等を行うこと。

5 地方公営企業について

交通、病院、水道などの地方公営企業は、人口減少や規制緩和等により、極めて厳しい経営状況に直面している。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 公営企業繰出金等の所要額確保

地方公営企業の経営基盤を強化するため、公営企業繰出金及び公営企業債の所要額を確保すること。

2 地方公営企業に対する財政措置の充実

公営交通及び自治体病院の経営基盤を強化するため、財政措置を充実させること。

また、上・下水道事業の施設整備に対する財政措置を充実させること。

6 国庫補助負担金について

国庫補助負担金は、地方の自由度を高める観点から、国と地方の役割分担の基本に沿って改革すべきである。

特に、地方自治体の事務として、同化・定着・定型化しているものについては、廃止・一般財源化が必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 国庫補助負担金の廃止等

国庫補助負担金については、国と地方の役割分担に沿って、国が責任を持って負担すべき分野を除いて廃止し、税源移譲すること。

また、国庫補助負担金に係る事務手続きの簡素化を図ること。

なお、国庫負担金は国が義務的に支出しなければならない経費であることから、PDCAサイクルという名の下に一方的な削減は行わないこと。また、いわゆるパフォーマンス指標を設定してその配分に反映させることは行わないこと。

2 直轄事業負担金制度の抜本的見直し

国直轄事業負担金については、負担金廃止に向け、国と地方の役割分担の明確化による抜本的見直しを実現すること。

